

「医療事故調査制度への病院としての対応に関する注意喚起」における  
「※」の補足説明

※1

医療事故調査制度における医療事故に該当するか否かについては、「医療事故調査制度に関わる指針（平成27年8月全日本病院協会版）」等をご活用の上でご判断ください。

◆全日本病院協会ホームページ

医療事故調査制度に関わる指針（平成27年8月全日本病院協会版）

[https://www.ajha.or.jp/voice/pdf/150821\\_1.pdf](https://www.ajha.or.jp/voice/pdf/150821_1.pdf)

※2

改めて医療事故に該当するかどうかを検討いただいた結果、「医療事故に該当しない」との判断に至った場合でも、その理由や根拠等についてご遺族に説明を行うことが、当該医療機関に対する信頼感を得るために必要であると考えられます。

当委員会では、該当しない場合、必要に応じて説明に使用していただけるようなひな形を2通り（制度の概略の説明の後、医療に起因するかどうか、予期したかどうかの判断基準についても記載したものです。制度の概略の説明のみのももご用意いたしました）作成いたしました。

状況に応じてご利用いただけますと幸いです。

ご入用の方は事務局までご連絡ください。

【問合せ先】

（公社）全日本病院協会 事故調担当

E-mail: [jikocyousa@ajha.or.jp](mailto:jikocyousa@ajha.or.jp)